

第9回 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会（議事の記録）

1 日時

令和6年3月18日（月）午後1時から午後3時まで

2 場所

警察庁第1会議室

3 出席者

（有識者）

太田 達也 慶應義塾大学法学部教授
假谷 実 犯罪被害者遺族
川崎 友巳 同志社大学法学部教授
島村 暁代 立教大学法学部教授
滝沢 誠 中央大学大学院法務研究科教授
正木 靖子 弁護士

（警察庁）

江口 有隣 長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）
藤田 有祐 長官官房犯罪被害者等施策推進課長

（オブザーバー）

法務省
厚生労働省
国土交通省

4 概要

(1) 討議（取りまとめ（素案）について）

「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会 取りまとめ（素案）」について、次のとおりの議論があった。

なお、本資料については、検討途中段階のものであるため、非公表とすることが構成員間で申し合わされた。

- これまでの議論の中で、犯罪被害者等給付金の給付額の引上げにより犯罪被害者に対する支援をより充実させるべきことについては、各構成員ともに異論がなかったことであると思うので、その点については明記してもよいのではないか。また、「残された課題」として整理された議論については、課題として残された理由について記述した方がよいのではないか。
- 表現振りの問題だが、「犯罪被害者等が置かれている現状」等の表現について、「現状」と「状況」とが混在しているので、そろえてはどうか。
- 提言の中に、制度設計に当たり留意すべき事柄についての議論の経過が書かれて

いる。提言の中に議論の経過が書かれているがゆえに、議論が書いてあるものなのか、コンセンサスがあったものとして書かれているのか、分かりにくくなっている。提言の部分は、はっきりと「こうすべきだ」という提言のみを書いた方がよい。

- 表現として、二次被害を生じかねないようなものについては修正すべきである。
- 一般の方がこの取りまとめを読んだだけで内容が分かるように、提言として何をすべきだとしているのか、より具体的に分かりやすく書くべきではないか。また、課題と提言の対応関係が分かるようにするべきではないか。このほか、現在は生計維持関係遺族がない場合の遺族給付基礎額の状況についてのみ紹介されているが、意味のあるグラフなので、生計維持関係遺族のある場合のグラフも追加できないか。
- 休業補償のような制度とすべきではないことや、精神的なショックの大きさを個別に勘案して給付額に反映させるような形にすべきではないことは、議論の中で構成員の間では共通認識があることであり、提言を読めば、「こういうことを言いたいのだろう」と、記載の趣旨や言わんとしていることは分かる。しかしながら、この会議に出席していない方に読んでもらうものだとすると、内容がよく分かるように表現することや、誤解や二次被害を生じることのないように記載することが必要であることから、文章構成や表現を修正する方がよい。
- 歯を食いしばって働いているような人が給付を受けられないのが適切なのか、という議論もあったところであり、そのような記述をすれば、それが根拠となり、提言の具体的内容につながっていくのではないか。
- 遡及適用の議論について、「遡及は困難である」と端的にまとめられてしまうと、被害者にとっては心苦しいものとなる。今の犯罪被害給付制度の下では難しいということだと思うが、特定の事件に限定したものはあるが「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律」の例もあり、特別の立法措置があればおよそ不可能ということではないのではないか。
- 遡及適用の問題は、容易なものではなく、本質的な問題も含まれており、犯罪被害給付制度の中での解決策はなかなか見つからない。ただ、現在苦しい状況にある犯罪被害者の方も読まれることも考えると、表現の配慮は必要ではないか。
- 今回の見直しについて、遡及適用はしないという方向性については、構成員の中で御異論はないと思う。給付に関することであるため、絶対に遡及できないというものではないが、遡及すべきではないと考えている。オウム事件に対する救済法については、過去の事件を特定して給付するものであり、一般的な制度に当てはめることはできない。一般的な制度で考えたときに、遡及することとした場合にどこまで遡及すればよいのかなど、困難がある。

ただ、遡及適用に関しては今後も議論が必要だという意見もあるのであれば、「4」の項目で、過去の犯罪被害により現在も困難な状態にある犯罪被害者について、犯罪被害給付制度以外の様々な支援制度全体でカバーしていくという方向性の議論とともに、遡及適用に関する議論も記載してはどうか。

- 取りまとめの記載に「立替払」というのがいきなり出てくるが、読む人にとって分かりやすいものとするため、説明書きを加えてはどうか。
- 「4」の部分の全体の構成について、犯罪被害給付制度の下で更に見直せることはないのか、ということに関する議論と、犯罪被害給付制度の外にはなるが「立替払」を考えられないか、ということに関する議論と、区別した構成にすべきである。
- 現在もそのような構成になっていると思うが、そもそもの損害回復・経済的支援の在り方に関する議論をまとめた箇所の記載と構成が誤解を生じる原因になっているのではないか。私は、「民事訴訟における損害賠償額も見据えて」という今回の検討テーマをどう捉えるか、ということについての議論が書かれているものと読んだので、現在の犯罪被害給付制度の算定式の各構成要素を見直すことによる給付額の引上げについての議論と、「立替払」についての議論の両方にまたがることが記載されていると理解して、今の構成に違和感がなかった。しかし、読む人によっては、「立替払」に関することを中心に書いてあるとも読めるので、書き方や構成を改めてはどうか。
- 今の構成員の御意見に賛成である。民事の損害額をそのまま参照することが適切なのかどうかといった、検討テーマ全体にまたがる議論が整理されていると理解して読んだ。ただ、「民事上の損害」ということを表題などで前面に書くと、民事上の損害と直接関係のない犯罪被害給付制度の議論とは別の議論をしているものと誤解されるおそれがあるので、表題の書き方も工夫した方がよい。
- 加害行為の悪質性と慰謝料の関係について、加害行為の悪質性が直接慰謝料に反映される、懲罰的慰謝料であるかのような書きぶりになっているが、飽くまでも損害の大きさを慰謝料に反映するという前提の下での考慮要素の一つ、ということであったかと思うので、誤解がないような表現にしてもらいたい。
- 倍数の見直しについては、複数の構成員から意見があったので、その趣旨が表現できるような工夫をしてもらいたい。また、不支給・減額事由に関する議論が書かれている箇所について、「民事訴訟における損害賠償の考え方」を参照できないか旨の記載があるが、民事訴訟のみならず、刑事裁判においても、親族間犯罪であったとしても身勝手な犯行であるとして重い量刑事由となることもあるから、議論を狭めないために、「など」と記載してもらいたい。さらに、制度の見直しに関する意見と、制度の運用に関わる意見とは、区別して書くべきではないか。

- 財源の議論について、新たな財源を考えることには様々な課題があることを考えると、一般財源で考えていくのがよいのではないか旨の意見もあったことから、その点についても言及すべきではないか。
- 一般財源でやっていくしかないのではないかと思っているが、それは財源の質の問題であり、一般財源の中でどれだけの給付ができるのかという量の問題は、また別の問題である。一般財源でやるとしても、その中でどこまで増額していけるのかということについては、賛否両論あったということかと思うので、その議論の趣旨が伝わるように取りまとめには書いてもらいたい。
- 遡及適用という言葉を使った場合、それが可能か否かという二択になってしまうが、先程から議論があったとおりに、中々解決策は見つからないところ。問題の本質は、過去の犯罪被害により現在も困難な状況にある犯罪被害者やその御遺族にどのように支援をするか、という点にあり、そのようなニュアンスの記載とした方が、後につながる議論を残せるのではないか。

(2) 次回の検討会について

今回は、令和6年4月16日（月）午前10時から開催する予定となった。